

議第95号

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項後段中「汚水」を「届け出た事項を変更し、又は汚水」に改め、「また」を削り、同条第2項前段中「管理者が定める」を削り、「の汚水」の右に「で管理者が定めるもの」を加え、「水洗便所から排除されるものを除く。」を削り、「排除しようとする」を「排除することとなった」に改め、同項後段中「特別汚水」を「届け出た事項を変更し、又は特別汚水」に改め、「また」を削る。

第16条第1項前段、第16条の2第1項前段及び第16条の4第1項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第24条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第1項、第16条の2第1項及び第16条の4第1項の規定は、平成31年11月1日（改正後の条例第17条第5項の規定により2月

の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第24条第2項の規定は、適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。